

令和7年度 福島県立白河旭高等学校入学者選抜 後期選抜 募集要項

連絡先 〒961-0912 福島県白河市旭町一丁目3番地
TEL 0248-22-2535 FAX 0248-24-2779

1 アドミッション・ポリシー

学習と部活動を両立しながら進路希望の実現を目指すとともに、社会に貢献する高い志と思いやりの心を持ち、他者と協働して学校行事、部活動、そして地域社会との連携や協力等に積極的に取り組むことができる生徒を募集します。

2 後期選抜の実施の有無

この選抜は、本校の実施する前期選抜により定員を充足しない場合に実施する。

3 募集定員

普通科の募集定員160名から、前期選抜の合格者数を除いた数をこの選抜における募集定員とする。

4 通学区域

通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

なお、東日本大震災等により住民票を移さずに避難している場合においては、「東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」による。

5 出願資格

出願資格は、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（県教育委員会HP参照）」による。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

6 出願方法

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。

(2) 上記（1）以外の者は、直接、本校校長に出願する。

7 出願期間

出願期間は、令和7年3月17日（月）から3月18日（火）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒（長形3号封筒に、志願者の住所・氏名を記入し、速達・特定記録送料620円分の切手を貼付したもの）を同封の上、令和7年3月18日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 入学願書

② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）

ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することがある。

③ 受験票用紙

④ 入学検定料納付済証明書用紙

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記（1）以外の者

本校に問い合わせること。

- (3) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、住民票を移さずに避難している場合においては、上記の書類に加え、「住所等に関する届出書」（県教育委員会作成の様式）を提出する。
- (4) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。
- (5) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。
また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由(病気・事故等)により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出書類の様式、提出方法、提出期間等については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

10 県外等からの出願

県外等からの出願については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。詳細は本校に問い合わせること。

11 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた際に、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

12 出願先変更

志願者は、令和7年3月19日(水)に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

出願先変更の具体的な手続きについては、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

13 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（県教育委員会において作成したもの）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、受験票を返還すること。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14 選抜方法・選抜資料

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。部活動等の実績や取組等は総合的に評価し、点数化する。

(2) 面接

個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（社会、数学、理科、外国語(英語)）を含む。面接については点数化し、130点満点とする。

(3) 小論文

課題文を読み設問に答えるとともに、500字程度で自分の意見をまとめる形式とする。
小論文については点数化し、60点満点とする。

15 面接及び小論文の日時、日程及び会場等

(1) 日 時 令和7年3月24日(月) 午前9時～正午(予定)

(2) 日 程 ① 受付 午前8時00分～午前8時20分(指定された本校の教室)

② 小論文 午前9時00分～午前10時00分(60分)

③ 面接 午前10時25分～正午(予定)

(3) 会 場 本校 各教室

(4) 持参するもの

受験票、上ばき、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)

ただし、次のものは会場に持ち込むことができない。

・携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類

なお、文具は不要な文字や英単語(ただし商標等を除く)が極力印字されていないシンプルなデザインのものを使用すること。

16 合格者発表

(1) 令和7年3月25日(火)午後3時以降に本校で発表する。

なお、電話による問い合わせには応じない。

(2) 本校校長は、合格者に対して、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。

(3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

17 その他

(1) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(県教育委員会作成の様式)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(2) 障がい等のある志願者に対する配慮については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

(3) 入学検定料の免除については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

(4) この要項でいう「中学校」とは中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程を、「卒業生」とは卒業又は修了した者を、「卒業見込の者」とは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者をさす。

(5) 合格通知書、入学後の名簿等において、漢字氏名をJIS規格第1水準及び第2水準、または全角カタカナ等の文字に置き換えて表記することがある。

(6) このほか不明な点があれば、本校に問い合わせること。